

議案第14号

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年2月27日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

第3子以降の保育料無償化の適用条件を緩和することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部を改正する条例

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例（平成29年京丹後市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「（第1子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合の第3子以降に限る。）」を削る。

第5条第3号中「2人以上」を「2人」に、「別表に定める徴収金基準額の2分の1の額とし」を「別表に定める徴収金基準額の2分の1の額とする」に改め、「、第3子以降の教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、徴収しない」を削り、同条第4号中「2人以上」を「2人」に、「第2子以降」を「第2子」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例(平成29年京丹後市条例第44号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例</p> <p>平成29年10月4日 条例第44号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(複数の子どもがいる世帯の特例)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、保護者の属する世帯に子どもが2人以上いる場合において、次の各号に掲げる子どもに係る保育料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 保護者と生計を一にする第3子以降(第1子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合の第3子以降に限る。)の教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、徴収しない。</u></p> <p>(3) 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が教育認定子どもの属する世帯にあつては77,101円未満、満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもの属する世帯にあつては57,700円未満であつて、特定被監護者等(保護者に監護される者その他子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の2に定める者であつて、保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)が<u>2人以上</u>いる世帯の第2子(この項及び次項において当該特定被監護者等のうち最年長の子どもの次の子どもをいう。)の満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、<u>別表に定める徴収金基準額の2分の1の額とし、第3子以降の教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、徴収しない。</u></p> <p>(4) 次に掲げるいずれかの世帯に該当し、世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が77,101円未満であつて、特定被監護者等が<u>2人以上</u>いる世帯の<u>第2子以降</u>の教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども及</p>	<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例</p> <p>平成29年10月4日 条例第44号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(複数の子どもがいる世帯の特例)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、保護者の属する世帯に子どもが2人以上いる場合において、次の各号に掲げる子どもに係る保育料の額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 保護者と生計を一にする第3子以降の教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、徴収しない。</u></p> <p>(3) 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が教育認定子どもの属する世帯にあつては77,101円未満、満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもの属する世帯にあつては57,700円未満であつて、特定被監護者等(保護者に監護される者その他子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の2に定める者であつて、保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)が<u>2人</u>いる世帯の第2子(この項及び次項において当該特定被監護者等のうち最年長の子どもの次の子どもをいう。)の満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、<u>別表に定める徴収金基準額の2分の1の額とする</u>。</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかの世帯に該当し、世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が77,101円未満であつて、特定被監護者等が<u>2人</u>いる世帯の<u>第2子</u>の教育認定子ども、満3歳以上保育認定子ども及</p>

現行	改正案
<p>び満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、徴収しない。 ア～ウ (略) 第6条～第11条 (略) 別表 (略)</p>	<p>び満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、徴収しない。 ア～ウ (略) 第6条～第11条 (略) 別表 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第14号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 保育料徴収条例の一部改正について				政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 ()		
《政策等の概要》			《市民参加の状況》					
<p>保育所、認定こども園の保育料について、保護者と同一世帯に子どもが3人以上いる場合の、第3子以降の保育料を完全無償化とし、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援の充実を図るため、条例の一部改正を行うもの。</p> <p>改正内容は、第3子以降無償化とする場合の第1子の年齢制限「18歳以下」を削除するもの。</p>			有 ・ <u>無</u> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
			《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》			《将来にわたる効果及び経費の状況》					
<p>子育て支援の充実を図ることにより、子育てしやすいまちづくりを推進する。</p>			<p>保育料の負担軽減について、「同一世帯の第3子以降完全無償化」へと拡充することにより、子育てしやすいまちづくりの推進に寄与する。</p> <p>※当該施策に伴う保育料無償化（免除額）は、令和4年度実態による試算で180千円。</p>					
《提案に至るまでの経緯》			《総合計画等の整合》					
<p>R5.2.14 例規審査会 R5.2.14 教育委員会臨時会（予算案説明）</p>			総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進			
			○その他の計画(該当する場合のみ)					
			計画名称	第2期京丹後市子ども・子育て支援事業計画				
			策定年度	令和元年度				
			計画期間	令和2年度～令和6年度				
《政策等の実施時期》			担当部署				担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
令和5年4月1日から施行する。			教育委員会事務局		子ども未来課		有 <u>無</u>	

※ 各欄の枠内に記載できないとき、他に資料があるとき等は、「別紙〇〇〇のとおり」と記載し、別紙を添付のこと。